

# 特定非営利活動法人子どもセンターあさひ 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子どもセンターあさひという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市旭区高殿6丁目17番10号-201に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、子どもの権利条約の理念に立ち、子どもに関わる全ての人をつなぐセンター的な役割を担う。中高生の居場所の確保、異年齢の子どもたちが共に育ち合う場とし、放課後や週末等を、地域の子どもたちに広く開放し、子どもと青年が中心となって、異世代交流を促し、環境・人権・平和・国際協力などについて学び合い、男女共同参画社会を目指したまちづくりに地域の人たちと共に取り組むことで、子どもと青年の未来をきりひらく教育・文化を発展させることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下法という）

第2条別表

- ・第2号（社会教育の推進を図る活動）
- ・第3号（まちづくりの推進を図る活動）
- ・第6号（学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動）
- ・第7号（環境の保全を図る活動）
- ・第10号（人権の擁護又は平和の推進を図る活動）
- ・第11号（国際協力の活動）
- ・第12号（男女共同参画社会の形成の促進を図る活動）
- ・第13号（子どもの健全育成を図る活動）

を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため特定非営利活動にかかる次の事業を行う。

- ① 子どもの自主的な活動を育成支援する事業。
- ② 子どものための支援者登録制度を立ち上げ、子どもを対象とした文化・教育・スポーツ講座や野外活動等に取り組む事業。
- ③ 子育て・教育・文化・福祉について子どもと共に学び合う学習会・講演会等を取り組み、その情報を発信する事業。
- ④ 地域の子育て相談と支援事業。
- ⑤ 子どもたちの放課後や週末などの自由な遊びや自主性・創造性を育む学習活動の拠点を確保するための事業。
- ⑥ 舞台芸術鑑賞事業
- ⑦ 企業・NPO等との連携により、地域身近な生活拠点や自然環境を保全し、環境に対する興

- 味・関心を育む事業。
- ⑧ 地域住民とのふれあい交流活動による事業。
  - ⑨ その他この法人の目的に達するために必要な事業。

## 第2章 会 員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- ① (正会員) この法人の目的に賛同し、自ら第5条に定める事業を推進しようとする個人は正会員になることができる。
  - ② (賛助会員) この法人の事業を支援する個人・団体は賛助会員になることができる。
- 2 前条の他、正会員の活動を補助する家族を、家族サポーターとして登録できる。
  - 3 本定款に定める以外の会員に関する規定は理事会で別に定める。

### (入 会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定める入会申込書に入会金・会費を添えて理事会に提出し承認を得なければならない。理事会は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 2 理事会は、会員の申込について、入会を認めない場合は、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金・会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した入会金・会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### (資格の喪失)

第9条 会員は、理事会の定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員は、次条により除名された場合の他、次の事由により資格を喪失する。

- ① 団体の解散又は個人の死亡。
- ② 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してこれに応じず、理事会において支払い意思がないと認定した者。

### (除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

- ① この定款又は規則に違反したとき。
- ② この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。
- ③ この法人の目的に反する行為をしたとき。

## 第3章 役 員

### (役員の種類及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事3名以上15名以内

## ② 監事1名以上2名以下

### (役員を選任)

第12条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

3 理事のうち、1名以上3名以下を代表理事とする。

4 理事のうち、1名以上2名以下を副代表理事として置くことができる。

5 代表理事・副代表理事は、理事の互選により定める。

6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

### (理事の職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 代表理事はお互いに補佐し、1名の代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事内でその職務を代行する。

3 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

### (監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

① 理事の業務執行の状況を監査すること。

② この法人の財産の状況を監査すること。

③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

⑤ 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べること。

### (役員任期)

第15条 役員任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に理事会での弁明の機会を与えた上で、総会の決議に基づいて解任することができる。

① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

② 職務上の義務違反があると認められるとき。

③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(顧問及び相談役)

- 第19条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。顧問及び相談役は、理事会の求めに応じ助言を述べる他、理事会等この法人の会議に出席し、意見を述べるることができる。顧問及び相談役の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 総会

(総会の構成)

- 第20条 総会は、この法人の最高意思決定機関であって、正会員をもって構成する。
- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- ① 定款の変更
  - ② 解散
  - ③ 合併
  - ④ 事業報告及び収支決算の承認
  - ⑤ 役員を選任及び解任
  - ⑥ その他理事会において重要であると認め付議された事項

(総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    - ① 理事会が必要と認めたとき。
    - ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。
    - ③ 監事から招集したとき。

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第25条 総会においては、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

3 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(総会における書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は議長に表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第28条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が署名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置くものとする。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 本法人に、理事会を置く。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ② 総会に付議すべき事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、代表理事が必要と認めたときに、代表理事が招集する。

2 理事現在数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、代表理事は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 代表理事が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の5日前までに、理事及び監事に対し、文書をもって通知しなければならない。但し、全役員の出席と同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(理事会の議事)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか理事現在数の過半数をもって決する。

(その他の委員会等)

第32条 この法人は、事業を行うに当たり、それぞれの必要により理事会の決議をもって各種の委員会を設置することができる。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された資産
- ② 寄付金品および助成金
- ③ 会費
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 財産から生ずる収入
- ⑥ その他の収入

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、代表理事が管理する。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(収支予算及び決算)

第35条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会で決定する。

- 2 収支決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。
- 4 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(予備費の設定及び使用)

第36条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第37条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款を変更するときは、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第40条 この法人は、法令の規定による場合に解散する。この場合、社員総会の決議によるときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

## 第8章 事務局

(事務局)

- 第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置く。
  - 3 職員は代表理事が任免する。
  - 4 理事は職員を兼職することができる。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

- 第42条 事務局は事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。
- 2 事務局は毎事業年度初めの3か月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、法令で定める期間、事務所に備え置かなければならない。
- ① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書
  - ② 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
  - ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
  - ④ 前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名及び住所または居所を記載した書面

(閲覧)

- 第43条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

## 第9章 雑則

(公告)

- 第44条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

- 第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第12条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、2003年6月30日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第34条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - ① 正会員 会費年額12,000円
  - ② ユース会員 会費年額 6,000円
  - ③ 賛助会員 会費年額12,000円

### 附則

1. この定款は平成16年 2月10日（大阪府知事が認証した日）から施行する。

### 附則

1. この定款は平成16年 8月26日（大阪府知事が認証した日）から施行する。

### 附則

1. この定款は平成19年10月19日（大阪府知事が認証した日）から施行する。

### 附則

1. この定款は平成21年 6月11日（大阪府知事が認証した日）から施行する。

### 附則

1. この定款は平成21年10月19日（大阪府知事が認証した日）から施行する。
2. この法人の第8期の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から同年12月31日までとし、第37条の規定は、第9期の事業年度から適用する。

### 附則

1. この定款は平成22年 2月15日（大阪府知事が認証した日）から施行する。

### 附則

1. この定款は平成24年 8月22日（大阪市長が認証した日）から施行する。

### 附則

1. この定款は令和 元年 9月17日（大阪市長が認証した日）から施行する。